

議案第40号

山都町水道事業等給水条例の一部改正について

山都町水道事業等給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月5日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

水道事業の健全な経営基盤を構築し、将来にわたり安全な水道水を安定して供給することができるよう、水道施設の更新、耐震化等を計画的に進めるうえで必要な財源の確保及び費用負担の適正化を目的として、水道料金の額を改定するため、山都町水道事業給水条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町水道事業等給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町水道事業等給水条例の一部を改正する条例

山都町水道事業等給水条例（平成17年山都町条例第144号）の一部を次のように改正する。

別表1 山都町水道事業の給水区域の表を次のように改める。

別表（第34条関係）

1 山都町水道事業の給水区域

用途	メーターの口径区分	基本水量	基本料金 1箇月につき	従量料金 7 m ³ を超える1 m ³ につき
一般用	13ミリメートル	7 m ³ 当たり	1,584円	231円
	20ミリメートル	7 m ³ 当たり	1,782円	231円
	25ミリメートル	7 m ³ 当たり	1,804円	231円
	30ミリメートル	7 m ³ 当たり	1,947円	231円
	40ミリメートル	7 m ³ 当たり	2,167円	231円
	50ミリメートル	7 m ³ 当たり	5,269円	231円
	75ミリメートル	7 m ³ 当たり	6,501円	231円
公共用	—	7 m ³ 当たり	792円	231円
一時用	1 m ³ 当たり 451円			
消火栓 (演習用)	消火栓1個 1回当たり 1,584円			

(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の山都町水道事業等給水条例の別表 1 山都町水道事業の給水区域の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る料金について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

山都町水道事業等給水条例(平成17年条例第144号)新旧対照表

現行					改正後（案）				
別表(第34条関係)					別表(第34条関係)				
1 山都町水道事業の給水区域					1 山都町水道事業の給水区域				
用途	メーターの口径区分	基本水量	基本料金 1箇月につき	従量料金 7m ³ を超える1m ³ につき	用途	メーターの口径区分	基本水量	基本料金 1箇月につき	従量料金 7m ³ を超える1m ³ につき
一般用	13ミリメートル	7m ³ 当たり	<u>1,320円</u>	<u>187円</u>	一般用	13ミリメートル	7m ³ 当たり	<u>1,584円</u>	<u>231円</u>
	20ミリメートル	7m ³ 当たり	<u>1,474円</u>	<u>187円</u>		20ミリメートル	7m ³ 当たり	<u>1,782円</u>	<u>231円</u>
	25ミリメートル	7m ³ 当たり	<u>1,496円</u>	<u>187円</u>		25ミリメートル	7m ³ 当たり	<u>1,804円</u>	<u>231円</u>
	30ミリメートル	7m ³ 当たり	<u>1,617円</u>	<u>187円</u>		30ミリメートル	7m ³ 当たり	<u>1,947円</u>	<u>231円</u>
	40ミリメートル	7m ³ 当たり	<u>1,804円</u>	<u>187円</u>		40ミリメートル	7m ³ 当たり	<u>2,167円</u>	<u>231円</u>
	50ミリメートル	7m ³ 当たり	<u>4,389円</u>	<u>187円</u>		50ミリメートル	7m ³ 当たり	<u>5,269円</u>	<u>231円</u>
	75ミリメートル	7m ³ 当たり	<u>5,412円</u>	<u>187円</u>		75ミリメートル	7m ³ 当たり	<u>6,501円</u>	<u>231円</u>
公共用	—	7m ³ 当たり	<u>660円</u>	<u>187円</u>	公共用	—	7m ³ 当たり	<u>792円</u>	<u>231円</u>
一時用	1m ³ 当たり <u>374円</u>				一時用	1m ³ 当たり <u>451円</u>			
消火栓 (演習用)	消火栓1個 1回当たり <u>1,320円</u>				消火栓 (演習用)	消火栓1個 1回当たり <u>1,584円</u>			
(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。					(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。				
2 大矢野原地区簡易水道の給水区域					2 大矢野原地区簡易水道の給水区域				
用途	基本料金(1箇月につき)				用途	基本料金(1箇月につき)			
一般用	700円				一般用	700円			
(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。					(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。				

水道料金の改定について

環境水道課

1 経営の基本原則



・水道法第1条

「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」

・地方公営企業法第3条

「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」

・水道法第15条第2項

「水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない」

2 独立採算の原則

・地方公営企業法第17条の2第2項

企業運営に要する経費は「当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」



「独立採算制の原則」

水道事業は、水道料金などの収入によって運営される

原則として、税金は使わない

例外 一般会計や他の特別会計が負担することを認めている経費

ア. 性質上、地方公営企業の経営に伴う収入を充てることが適当でない経費

例) 公共の消防のための消火栓に要する経費

イ. 地方公営企業が能率的な経営を行っても、経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

例) 山間地、離島等に設置された病院事業

3 水道を取り巻く全国的な状況

現状と課題

令和6年度全国水道主管課長会議資料より

①老朽化の進行

- ・高度経済成長期に整備された施設が老朽化。年間2万件を超える漏水・破損事故が発生。
- ・耐用年数を超えた水道管路の割合が年々上昇中（R3年度22.1%）。

②耐震化の遅れ

- ・水道管路の耐震適合率が約4割しかなく、耐震化が進んでいない。
- ・大規模災害時には断水が長期化するリスク。

③多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱

- ・水道事業は主に市町村単位で経営されており、多くの事業が小規模で経営基盤が脆弱。
- ・小規模な水道事業は職員数も少なく、適切な資産管理や危機管理対応に支障。
- ・人口減少社会を迎え、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できないおそれ。

④計画的な更新のための備えが不足

- ・約2分の1の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている（原価割れ）。
- ・計画的な更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い。

4 施設等更新計画改定(令和6年度)

山都町の水道事業は、地域住民にとって欠くことのできない重要なライフラインであり、安定的、持続的かつ効率的に運営するために、施設や設備等の更新・耐震化が必要である。そこで、将来予測の確実性、施設整備の合理性及び経営状況を踏まえ、算定期間を10年間、計画目標年次を令和15年度とする施設等更新計画を令和6年度に改定した。

当該計画における施設整備方針は、複数の水源地での水質汚染リスク、地震災害による被災のリスク、施設や設備等の老朽化による更新需要の増大への対応として、以下のとおり決定した。

(1) 老朽化管路及び機電設備の更新

地震災害に対する施設の強靱化と有収率の改善を目的として、竣工後40年～50年以上が経過し、かつ漏水が多発している路線が多い菅尾・今村地区、東竹原地区、旧上水道地区の3地区を、老朽化管路更新事業の優先対象とした。管路更新にあたっては、耐震性のある管種を採用することで管路の耐震化を実施するとともに、ダウンサイジングの検討による事業の最適化を図る。また、機電設備の更新費用についても、計画期間中に一定の額を見込む。

(2) クリプトスポリジウム対策の強化

過去、原水水質検査において、クリプトスポリジウムの指標菌である大腸菌が検出された19水源について、水質の安全性確保のための対策を実施する。(滝下水源地、日南田水源地では対策済み。)各水源地系においては、クリプトスポリジウムの不活化が可能な紫外線照射設備を導入する。

(3) 老朽化設備の更新

設備老朽化はシステムダウンに直結する。毎年度定額を予算計上し、定期更新を実現させる。

(4) 総事業費

老朽化管路及び機電設備の更新、クリプトスポリジウム対策の強化、老朽化設備の更新を行った場合の総事業費は約34億円となる。

※改定後、令和6年度の事業実績及び令和7年度以降の事業予測修正(資材等の物価高騰)により再構成を実施。(約34億円→約39億円)

6 山都町水道事業運営審議会での審議状況

令和7年5月 山都町水道事業運営審議会への諮問

令和8年1月 山都町水道事業運営審議会から答申

- 1 水道料金 現行料金から一律20%増額改定を行うことが妥当
- 2 改定の時期 令和9年4月が適当

答申をもとに改正案を決定

◆料金改定率 基本料金・従量料金を各20%増額改定

7 「水道料金」 (案)

(改正の内容)

- ・各用途のそれぞれ1ヶ月の「基本料金」及び「従量料金」をそれぞれ20%増額改定

現行

	口径	基本水量	基本料金	従量料金
一般用	13mm	7m ³	1,320円	187円
	20mm		1,474円	
	25mm		1,496円	
	30mm		1,617円	
	40mm		1,804円	
	50mm		4,389円	
	75mm		5,412円	
公共用			660円	
一時用			1m ³ につき	374円
消火栓 (演習用)			消火栓1個1回につき 使用時間10分以内	1,320円

改正案 ※()内数字は現行料金からの値上がり額

	口径	基本水量	基本料金	従量料金
一般用	13mm	7m ³	1,584円(+264円)	231円 (+44円)
	20mm		1,782円(+308円)	
	25mm		1,804円(+308円)	
	30mm		1,947円(+330円)	
	40mm		2,167円(+363円)	
	50mm		5,269円(+880円)	
	75mm		6,501円(+1,089円)	
公共用			792円	
一時用			1m ³ につき	451円 (+77円)
消火栓 (演習用)			消火栓1個1回につき 使用時間10分以内	1,584円 (+264円)

令和 8 年 1 月 2 8 日

山都町水道事業管理者
山都町長 坂本 靖也 様

山都町水道事業運営審議会
会長 後藤 冠



水道料金等の改定について (答申)

令和 7 年 5 月 2 8 日付けで、諮問のありました「次期 (令和 9 年度～13 年度) 水道料金の改定について」について、下記のとおり答申いたします。

記

水道事業は、地方公営企業法に基づく公営企業として、公共性を確保しつつ、独立採算を原則とした健全な経営を行い、安全な水を安定的に供給することを維持していくことが求められています。

本町の水道事業は、令和 4 年 4 月に水道料金等の改定を実施するとともに経費節減や経営改善に取り組みながら事業運営が行われているものの、近年の人口減少等により水需要は減少傾向にあり、今後も料金収入の減少が見込まれています。

一方で、水道施設や管路の多くが老朽化し、今後は更新や耐震化を含む計画的な整備を進める必要があり、多額の事業費が見込まれるなど、経営環境は一層厳しさを増しています。

今回、町長からの諮問を受け、次期 5 年間 (令和 9 年度～13 年度) における水道料金の改定について審議を重ねた結果、将来にわたる水道施設等の計画的な更新を着実に進め、安全な水を安定的に供給することを維持するとともに、水道事業の中長期的な健全経営を確保するため、水道料金改定は必要であると答申します。

1 水道料金改定の必要性について

将来の財政収支見通し、水道事業を取り巻く社会経済情勢、施設更新需要の増大、住民生活への影響等を総合的に勘案し、現行の料金体系を基本としつつ、現行料金に一律 20% を乗じた増額改定を実施すべきと考えられ、別表 1 の改定案のとおり、料金改定を行うことが妥当であるとの結論を得ました。

2 改定の時期について

改定時期は、住民への周知等の期間を勘案し、令和9年4月が適当と考えます。

3 付帯意見

(1) 経営の健全化について

今後も厳しい経営環境が続くことが想定されることから、引き続き経費削減、事業運営の効率化、組織体制の見直し等に取り組み、一層の経営健全化に努められるよう求めます。

(2) 住民への周知

料金改定にあたっては、水道事業の現状や改定の必要性について、広報誌や資料等を活用し、分かりやすく丁寧な説明を行い、住民の理解を得るよう努められたい。

(3) 料金の定期的な検証について

経営戦略等に基づく5年ごとの水道料金改定については、適正に検証を行うことを希望します。

別表1 水道料金

用途	口径	基本水量	基本料金	従量料金
一般用	13 mm	7 m ³	1,584 円	231 円
	20 mm		1,782 円	
	25 mm		1,804 円	
	30 mm		1,947 円	
	40 mm		2,167 円	
	50 mm		5,269 円	
	75 mm		6,501 円	
公共用			792 円	
一時用			1 m ³ につき	451 円
消火栓 (演習用)			消火栓 1 個 1 回につき 使用時間 10 分以内	1,584 円